

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 6 月 29 日

関係省庁申合せ

1. 自動車運送事業について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官（参）
議長代理	国土交通副大臣
副 議 長	内閣官房副長官補（内政）
構 成 員	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	警察庁交通局長
	財務省大臣官房総括審議官
	厚生労働省労働基準局長
	農林水産省食料産業局長
	経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
	国土交通省自動車局長
	環境省地球環境局長

3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。